狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年４月１日
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令案について、令和８年１月６日（火）から同年２月６日（金）まで御意見を募集したところ、21 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	**【督促、周知について】** ・現在は４月から６月までという接種期間が設定されているため、未接種の飼い主への督促が可能となる。通年接種を可能にすることで、飼い主への督促や、接種期間にあわせた周知ができなくなり、飼い主側の注射への意識が薄れ、接種率が低下してしまうことが想定されるので、本改正に反対。 ・これまでどおり毎年４月から６月は狂犬病予防注射強化月間として、ワクチン接種率の向上や犬飼養者への普及啓発を強化すべき。 ・通年化されても、接種時期の周知や未接種とならないような仕組みを国においても整えるべきである。	・本改正は、これまで４月から６月までに限定されていた予防注射の接種期間を通年に拡大するものですが、改正後においても効率的な予防注射の実施のため、原則、４月から６月までの期間を予防接種の強化期間と設定し、各自治体がこの期間に集中的に啓発活動を実施し、督促の目安とすること等を想定しております。引き続き、犬の所有者が適切に予防注射を実施するよう、周知を徹底してまいります。

2	**【接種間隔について】** ・通年化により、最大２年程度の接種間隔となる。適切な接種間隔を飼い主に考えさせるのは難しいのではないか。 ・この間の抗体の持続に関するエビデンスを示されたい。	・狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第５条第１項に規定するとおり、犬の所有者にあっては、その犬について狂犬病の予防注射を毎年１回受けさせることが義務付けられております。本改正によって１年のうちいつでも接種させることが可能となりますが、少なくとも毎年同時期に１回の予防注射を実施するよう、周知に努めてまいります。 ・中和抗体価の推移については、石川らによる 1989 年の報告において初回接種群における 24 ヶ月後の中和抗体価が、また Watanabe らによる 2013 年の報告によると、２回以上接種群の 25 ヶ月後の中和抗体価が報告されています。これらの研究結果より、２回以上接種した犬の 78.9%が２年後も有効な中和抗体価を維持する一方で、初回接種のみの犬では抗体価が徐々に低下することが示されています。そのため、犬の所有者が毎年１回の予防注射を実施することが重要と認識しています。今後も、強化期間の設定や周知・啓発の推進により、毎年１回の予防注射を徹底いただけるよう、努めてまいります。
3	**【ワクチンについて】** ・注射液は 10 頭分が１バイアルに収められているが、残余の再利用が禁止されている。通年注射となり、1 日の使用量が 10 頭に満たない場合、残りの注射液を廃棄せ	・ワクチンにつきましては、上述のとおり予防注射強化期間を設定することで、改正前と運用が大きく異なることはないと考えております。

	ざるを得ないことになり、大量の廃棄が懸念される。また、廃棄分を補填するための注射料金の値上げの懸念や、廃棄を出さないために、速やかに使用しなければならないものを使い終わるまで使用する危惧があることから、本改正に反対。	
４	**【集合注射について】** ・通年の見直しは良いことだと思うが、一方で、集合注射の時期は、地方では様々な事情を勘案しないといけない。通年体制となることで、集合注射がどう変わるかについても議論した上で、改正すべき。 ・自治体による集合注射の継続や支援制度を明文化し、引き続き実施できる環境を整えるように願いたい。	・予防注射の期間を限定することは周知・啓発活動の推進やワクチンの無駄のない利用や集合注射の実施といった観点で自治体によっては利点があることから、所有者の混乱を防ぐため、目安としてこれまでの４月１日から６月 30 日を強化期間として設定しますが、自治体の実情に応じて時期の変更は可能です。また、予防注射の実施率が低下することのないよう、自治体の実情に合わせた効率的・効果的な取組をお願いすることとしております。
５	**【改正の目的について】** ・今回の狂犬病予防法施行規則改正案の目的が不明	・本改正につきましては、 〇３月２日から注射済票の交付年度が分かれることにより、犬の所有者が制度趣旨を理解しづらく、誤って翌年度の４月以降に再度接種してしまう可能性があることや、 〇接種時期が４～６月と限定されていることにより、当該時期に注射困難な犬がいること

		〇接種時期が年度当初に設定されており、自治体の負担感が大きいこと 等の支障事例がある旨について令和５年地方分権改革に関する提案募集において、地方自治体から提案されたことを踏まえ、犬の所有者の利便性向上や市区町村の業務負担軽減の観点から改正を実施するものです。
６	**【施行期日について】** ・国民への適切な周知を実施するため、第 100 回厚生科学審議会感染症部会で説明したとおり、施行日を令和９年４月１日に戻すべき。	・本改正は、３月２日から同月 31 日までの間に予防注射を受けさせた犬について翌年度の注射済票を交付することとしていた規定の撤廃を実施するものであることを踏まえ、省内で検討を行った結果、よりスムーズな施行のために令和９年３月２日を施行日とすることとなりました。国民の皆様にご理解いただけるよう、周知を徹底してまいります。
７	**【注射済票の交付について】** ・毎年３月２日から同月 31 日までの間に予防注射を行った場合に翌年度の注射済票を交付することとしていた規定を撤廃する改正は、飼い主の利便性のため、反対。 ・令和９年３月２日～令和９年３月 31 日に、狂犬病予防注射を接種した場合に、令和９年度の狂犬病予防注射済票は交付できなくなることで、窓口でのトラブルが予想される。国から動物病院への周知を徹底すべき。 ・３月中に狂犬病の予防注射を受け、４月１日以降に注射済票の交付申請があった場合の対応について、	・本改正につきましては、 〇３月２日から同月 31 日までの間に予防注射を受けさせた犬について翌年度の注射済票を交付することについて犬の所有者が理解しづらい 〇３月２日から同月 31 日までの間に予防注射を犬に受けさせ、翌年度の注射済票を交付された犬の所有者が、現年度の注射済票を交付されたと勘違いし、翌年度の４月から６月までの期間に誤ってもう一度接種してしまうケースがある

	１注射済票は交付できない。 ２前年度の注射済票を交付する。 のいずれかになるが、どう考えられているのか。 ・施行期日が令和９年３月２日となることで、令和８年度の狂犬病予防注射済票の交付対象は、令和８年３月２日～令和９年３月 31 日の約 13 か月の間に予防注射を受けた犬とする認識で構わないのか。	等の支障事例がある旨について令和５年地方分権改革に関する提案募集において、地方自治体から提案されたことを踏まえ、犬の所有者や市区町村の業務負担軽減の観点から改正を実施するものです。 ・改正後の制度のスムーズな実施のため、引き続き関係団体を通じて制度の周知を徹底してまいります。 ・本改正の施行後、３月に予防注射を受けた場合は、受けた年度の予防注射済票を交付することとなります。 ・令和８年度における予防注射済票交付対象のご質問についてはご認識のとおりです。
８	・改正に賛成	・御意見いただきましてありがとうございます。今後も本制度をご理解いただけるよう、周知を徹底してまいります。

※上記のほか、３件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。